

令和8年2月末時点

	優先実施箇所	それ以外	計
調査対象の延長	8 1 3 k m	4, 5 1 9 k m	5, 3 3 2 k m
調査結果が判明した延長	7 6 8 k m	3, 9 2 4 k m	4, 6 9 2 k m
対策が必要な延長 ^{※1} とその割合 ^{※2}	3 1 2 k m (約 4 1 %)	4 3 5 k m (約 1 1 %)	7 4 8 k m (約 1 6 %)

※1 緊急度Ⅰ（1年以内に対策が必要）と緊急度Ⅱ（5年以内に対策が必要）の要対策延長

※2 「対策が必要な延長」を「調査結果が判明した延長」で除した割合

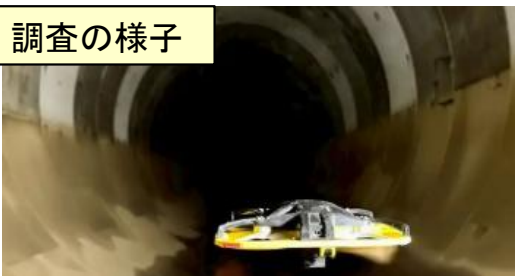
対策が必要な区間においては空洞調査も実施

空洞が確認された箇所：**9 6 箇所**（**全て対策済み**）

下水道管路の全国特別重点調査の結果概要(2月末時点)

- 優先実施箇所については令和7年9月末時点の結果を公表しましたが、それ以外も含めた全体(対象535団体、5,332km)では、令和8年2月末時点で、**対策が必要な延長は748km、地盤中の空洞は96箇所(現時点で全て対策済み)**、確認されました。
- 国土交通省としては、**未了箇所の調査・判定や対策が必要な箇所の更新などを速やかに実施するよう要請**しており、引き続きこれらの取組を技術的・財政的に支援してまいります。また、調査結果の分析を行い、点検基準等の見直しに反映してまいります。

調査の様子



管路の腐食から緊急度 I と判定された事例



(左上) ドローンによる目視調査
(左下) リバウンドハンマーによる打音調査等
(右下) 貫入試験による空洞調査

対策が必要な延長とその割合※1 (優先実施箇所とそれ以外の比較)

※1 要対策延長を調査結果が判明した延長(緊急度判定済み延長)で除した割合

	優先実施箇所	優先実施箇所以外	全体
緊急度 I 要対策延長と割合	53km (約7%)	147km (約4%)	201km (約4%)
緊急度 II 要対策延長と割合	259km (約34%)	288km (約7%)	547km (約12%)
緊急度 I および II 要対策延長と割合	312km (約41%)	435km (約11%)	748km (約16%)



緊急度 I マンホール間延長※5 548km	緊急度 II マンホール間延長※5 1,663km	異状なしまたは軽度の異状 2,481km	判定未了 429km	未了 208km
緊急度 I 要対策延長※2 201km	緊急度 II 要対策延長※3 547km			

緊急度 I II のマンホール間延長2,211kmのうち、**空洞調査※4：1,326km実施**

空洞が確認された箇所：96箇所
(全て対策済み)

※2 原則1年以内の速やかな対策が必要となる推計延長
 ※3 応急措置を実施した上で5年以内の対策が必要となる推計延長
 ※4 路面からの空洞調査、簡易な貫入試験など
 ※5 マンホール間延長と要対策延長の関係は参考資料5を参照
 ※6 四捨五入により合計値が合わない場合がある
 ※7 管路内が常に満水である等の理由により2月末時点で調査困難な箇所。先進技術の活用等を検討しており今後点検が可能となる場合がある。先進技術の活用等をして調査が出来ない場合には、道路陥没を防ぐために必要な地盤改良等を行った上で、リダンダンシー確保に向けて管路複線化等に取り組む予定。

緊急度	緊急度に応じた対策内容
I	原則1年以内に速やかな対策を実施
II	応急措置を実施した上で5年以内に対策を実施

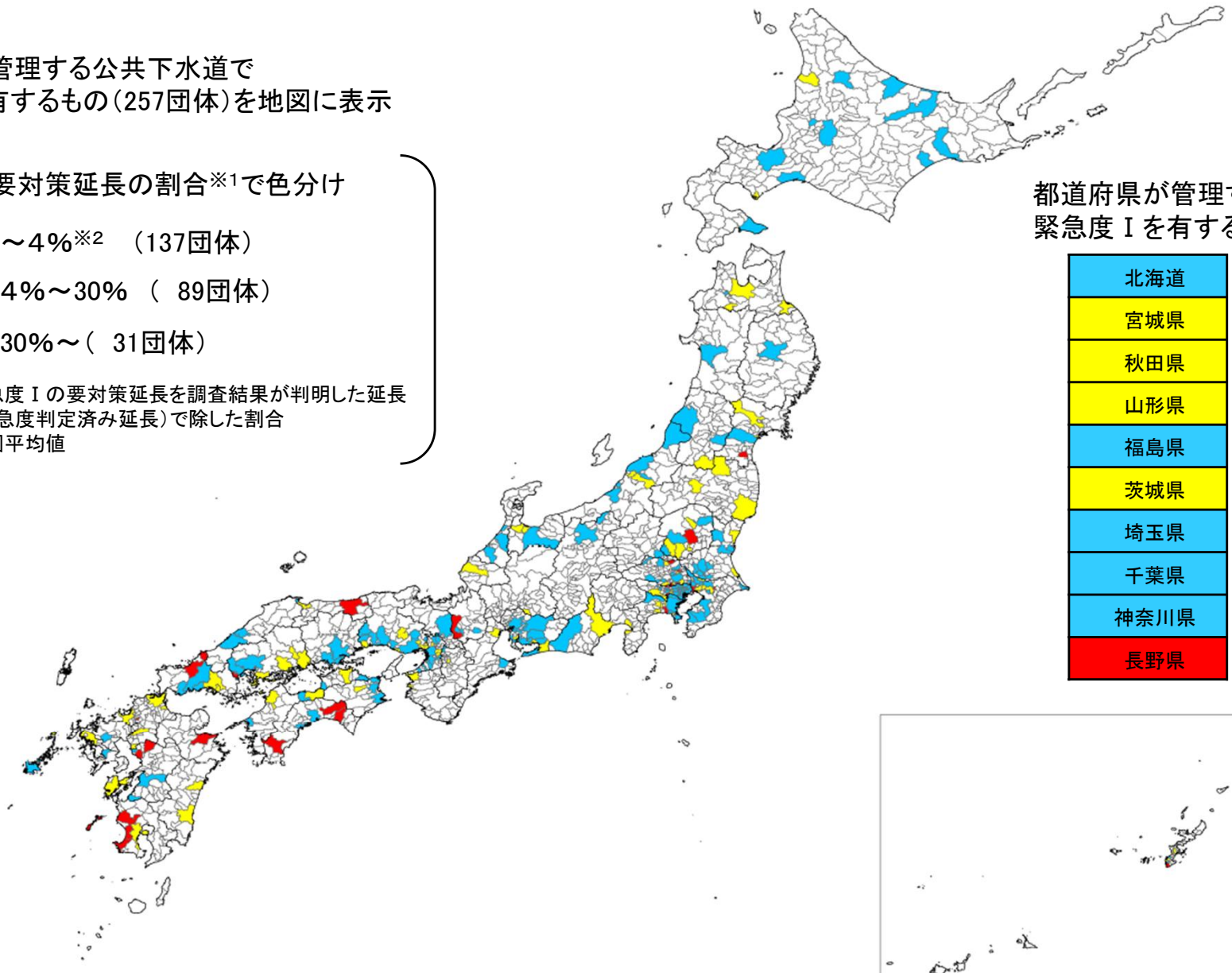
○ 全国特別重点調査の対象である地方公共団体(535団体)のうち、緊急度Ⅰと判定された下水道管路を有する地方公共団体(277団体)は下記のとおり。

市町村等が管理する公共下水道で緊急度Ⅰを有するもの(257団体)を地図に表示

緊急度Ⅰの要対策延長の割合※1で色分け

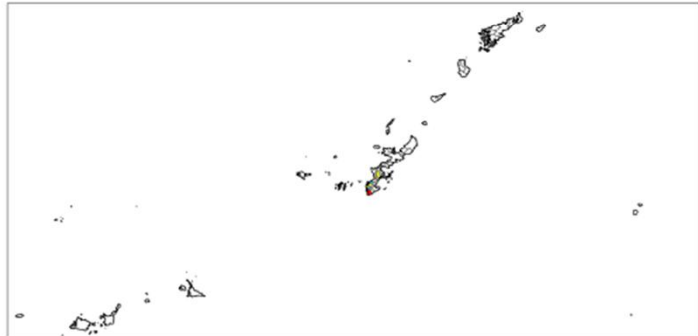
- : ~4%※2 (137団体)
- : 4%~30% (89団体)
- : 30%~ (31団体)

※1 緊急度Ⅰの要対策延長を調査結果が判明した延長(緊急度判定済み延長)で除した割合
 ※2 全国平均値



都道府県が管理する流域下水道で緊急度Ⅰを有するもの(下記20団体)

北海道	新潟県
宮城県	岐阜県
秋田県	愛知県
山形県	滋賀県
福島県	大阪府
茨城県	兵庫県
埼玉県	奈良県
千葉県	和歌山県
神奈川県	広島県
長野県	福岡県



【参考1】全国特別重点調査の結果詳細(2月末時点)

優先実施箇所における2月末時点の結果詳細

← 優先実施箇所の該当延長：813km (128団体) →

← 目視調査: 804km (打音調査等：225km)実施 →

← 緊急度判定：768kmを実施 →

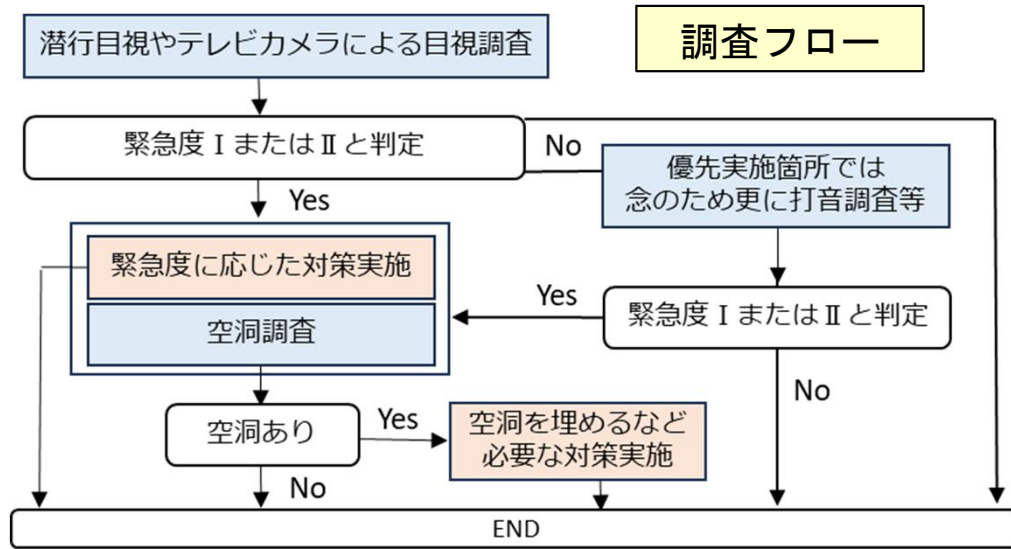
緊急度 I マンホール間延長※4 114km	緊急度 II マンホール間延長※4 448km	異常なしまたは 軽度の異常 206km	判定 未了 (打音調査等 未了を含む) 36km
緊急度 I 要対策 延長※1 53km	緊急度 II 要対策 延長※2 259km		

← 緊急度 I II のマンホール間延長562kmのうち
空洞調査※3：495km実施 →

空洞が確認された箇所
：11箇所(全て対策済み)

緊急度	緊急度に応じた対策内容
I	原則1年以内に速やかな対策を実施
II	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施

未了
6km
調査困難※6
3km



- ※1 原則1年以内の速やかな対策が必要となる推計延長
- ※2 応急措置を実施した上で5年以内の対策が必要となる推計延長
- ※3 路面からの空洞調査、簡易な貫入試験など
- ※4 マンホール間延長と要対策延長の関係は参考資料5を参照
- ※5 四捨五入により合計値が合わない場合がある
- ※6 管路内が常に満水である等の理由により2月末時点で調査困難な箇所。
先進技術の活用等を検討しており今後点検が可能となる場合がある。
先進技術の活用等をして調査が出来ない場合には、道路陥没を防ぐために必要な
地盤改良等を行った上で、リダンダンシー確保に向けて管路複線化等に取り組む予定。

優先実施箇所以外における2月末時点の結果詳細

← 優先実施箇所以外の該当延長：4,519km (531団体) →

← 目視調査: 4,318km 実施 →

← 緊急度判定：3,924kmを実施 →

緊急度 I マンホール間延長※4 434km	緊急度 II マンホール間延長※4 1,214km	異常なしまたは軽度の異常 2,275km	判定 未了 394km	未了 202km
緊急度 I 要対策 延長※1 147km	緊急度 II 要対策 延長※2 288km			

← 緊急度 I II のマンホール間延長1,649kmのうち
空洞調査※3：831km実施 →

空洞が確認された箇所：85箇所(全て対策済み)

「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」 中間整理(令和8年1月公表)

区分	頻度	方法
化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 + 管厚測定等の定量点検
硫化水素濃度が著しく高い箇所		
化学的弱点箇所	5年に1回以上	
力学的弱点箇所		
地盤的弱点箇所		
上記以外	10年に1回以上	

赤色：中間整理に示す基準強化の考え方
青色：全国調査の優先実施箇所の対象
黒色：緊急度Ⅰの要対策延長

○重要管路※¹における点検基準を表の通り強化

※¹重要管路とは、以下のいずれかに該当するもの

- ・管径2m相当以上の大口径管路
- ・下水処理場～直前の最終合流地点までの管路
- ・流域下水道の管路
- ・緊急輸送道路下、軌道下、河川下の管路

※²一定以上の異状(健全度Ⅲ)箇所は、

空洞調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化(例 3年に1回→1年に1回)

下水道管路の全国特別重点調査の対象(令和7年3月要請)

○調査対象は、管径2m以上かつ設置・改築後30年以上経過した管路

○うち、以下のいずれが優先条件に該当するものは優先実施箇所として実施

- 優先条件①：埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
(立坑接続部付近の曲線部等で地下水位が高い砂質系または緩いシルト質系地盤)
- 優先条件②：構造的に腐食しやすい箇所または過去の調査で腐食が確認され未対策の箇所
- 優先条件③：緊急輸送道路で下水道起因の陥没履歴がある箇所
- 優先条件④：沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路

優先実施箇所での緊急度Ⅰ 要対策延長

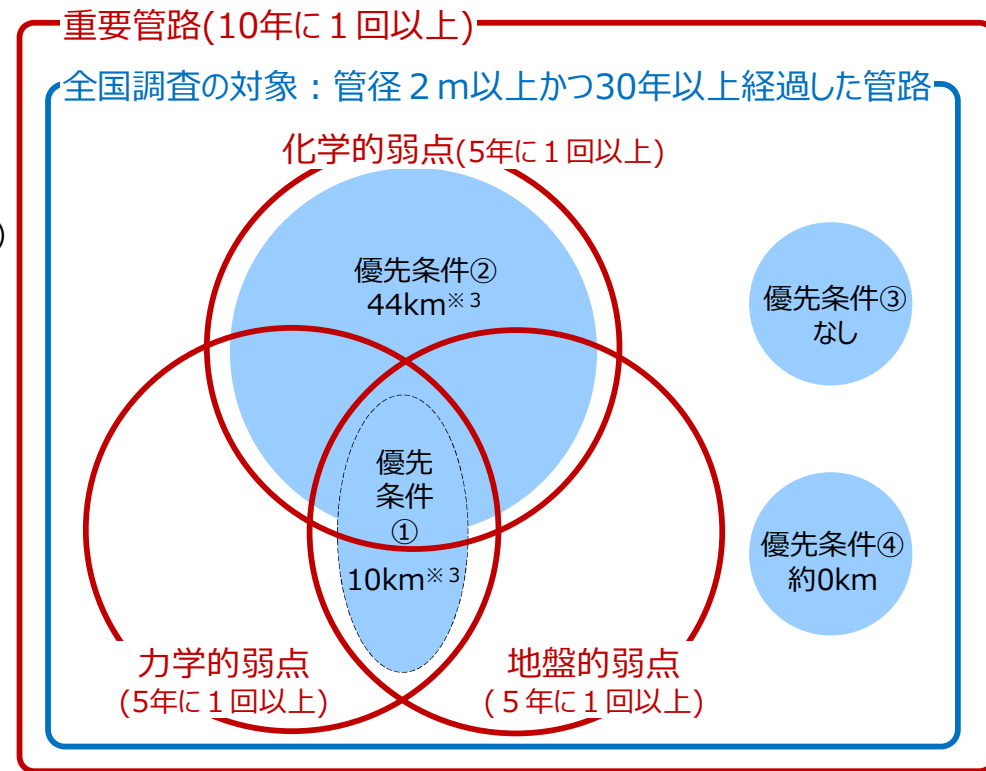
優先条件①：10km※³
 優先条件②：44km※³
 優先条件③：なし
 優先条件④：約0km
 計：53km(約7%※⁴)

※³優先条件の①と②は重複がある
 ※⁴要対策延長を緊急度判定済み延長で除した割合
 ※⁵四捨五入により合計値等が合わない場合がある

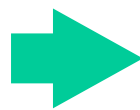
緊急度判定済み延長：768km

優先実施箇所以外での緊急度Ⅰ 要対策延長

緊急度Ⅰ 要対策延長：147km(約4%※⁴)
 緊急度判定済み延長：3,924km



○ 優先実施箇所以外で発生した異状の発生要因について、引き続き分析を進め、点検基準等の見直しに反映していく

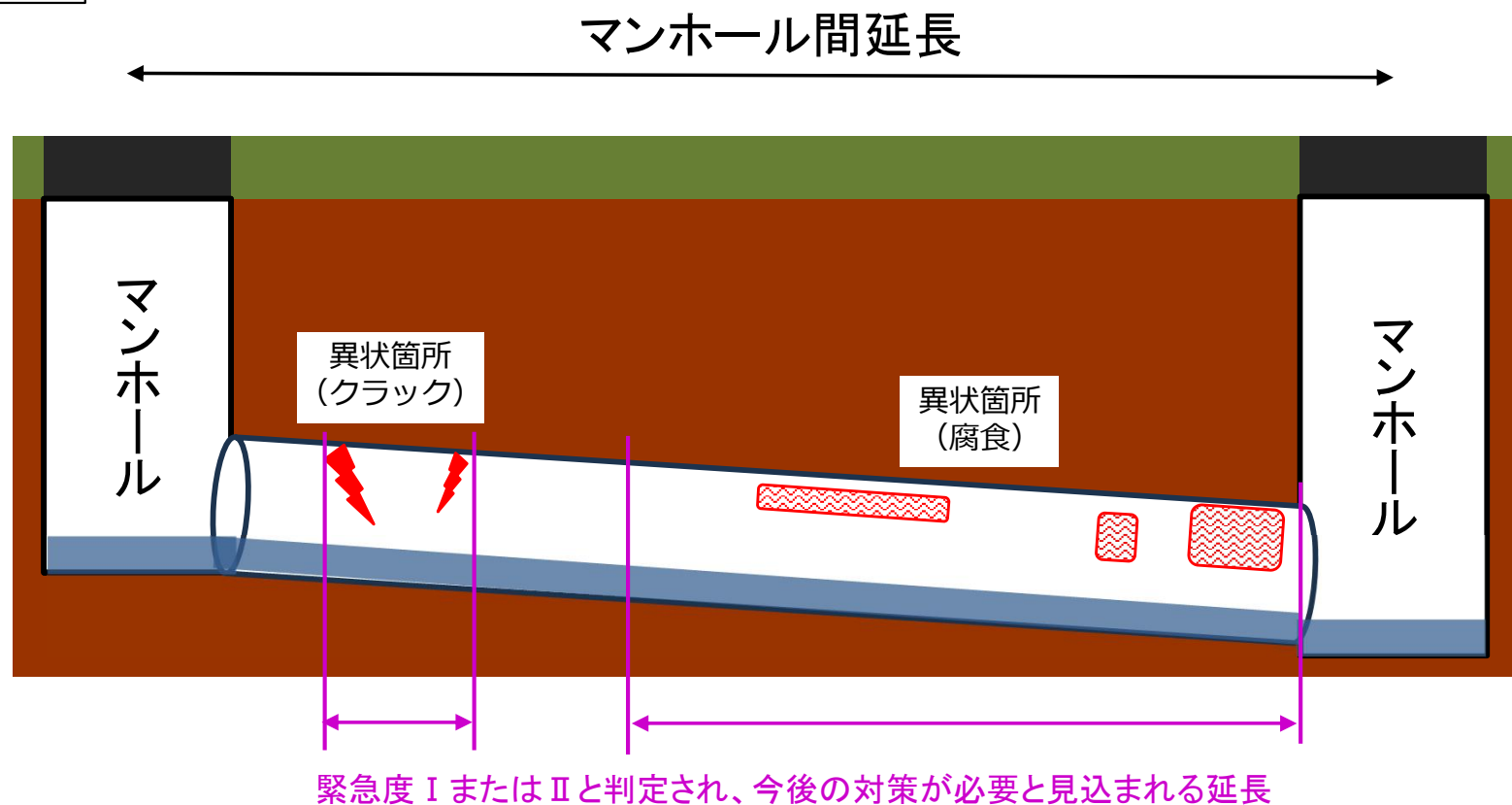


【参考3】目視調査における「マンホール間延長」と「要対策延長」の関係

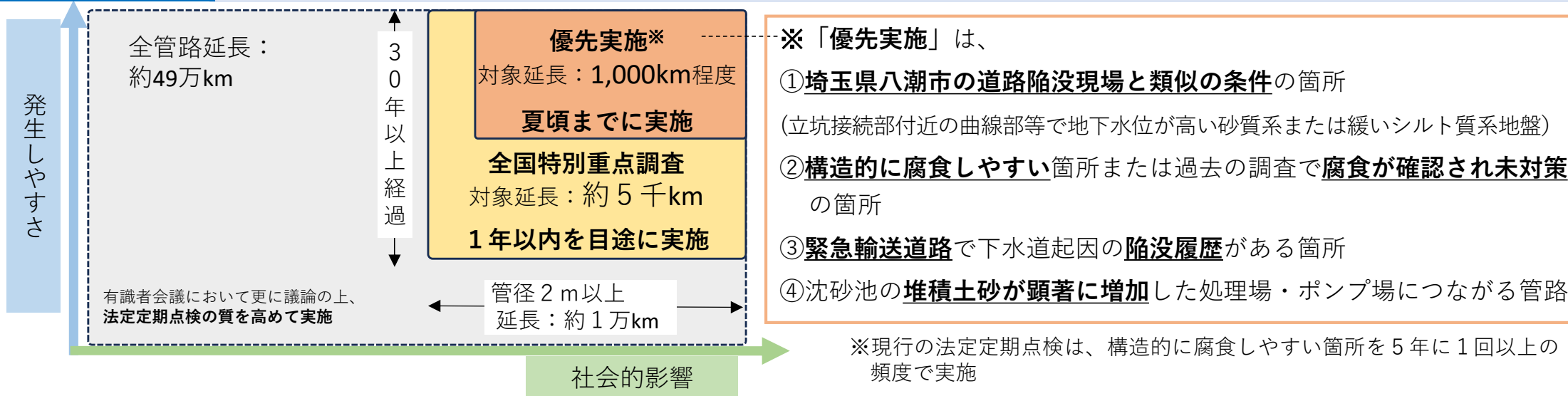
- 「マンホール間延長」は、緊急度ⅠまたはⅡと判定されたマンホール間の延長。
- 「要対策延長」は、緊急度ⅠまたはⅡと判定されたマンホール間において、今後の対策が必要と見込まれる延長の推計値。

※ 緊急度はマンホール間毎に判定している

イメージ



1. 調査対象: 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化: 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

- 管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査
 ※優先実施箇所では、緊急度がⅠ,Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施
- 空洞調査：緊急度がⅠ,Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化: 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上	強化	ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

【参考5】「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」中間整理(概要)

1. 下水道管路マネジメントに関する技術基準等の考え方

- 現行の基準等を包括的に見直し、重要な項目は国の基準等に引き上げ
- 社会的影響を踏まえ「重要管路」と「枝線」に区分し、「メリハリ」をつけた戦略的なマネジメントを進め、限られた人員や予算の中で施設の安全性を確保

2. 点検・診断に関する基準等

(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準

- 箇所毎に健全度を評価するとともに、明確な診断が難しい状態の区分を設定
- 鉄筋コンクリート管の診断基準を見直すとともに、シールド管の診断基準を設定

(2) 「メリハリ」をつけた点検

- 「重要管路」は、頻度を明確化、方法を高度化し、健全度Ⅲ箇所は更に高頻度化
- 「枝線」は、要注意箇所の高頻度を明確化し、それ以外は適切な頻度で監視

(3) 診断の質の確保

- 必要な知識や技能を有する者が診断することとし、技術者の能力向上を促進

3. 構造に関する基準等

(1) リダンダンシー(多重性)の確保

- 災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げるできない箇所で、複線化等による多重化を原則化

(2) メンテナビリティ(維持管理の容易性)の確保・向上

- 改築の機会を捉え、マンホールの間隔や構造を見直す等、維持管理の容易性を確保・向上することを原則化

(3) 要注意箇所への対策

- 新技術の活用を含め対策の実施を強化

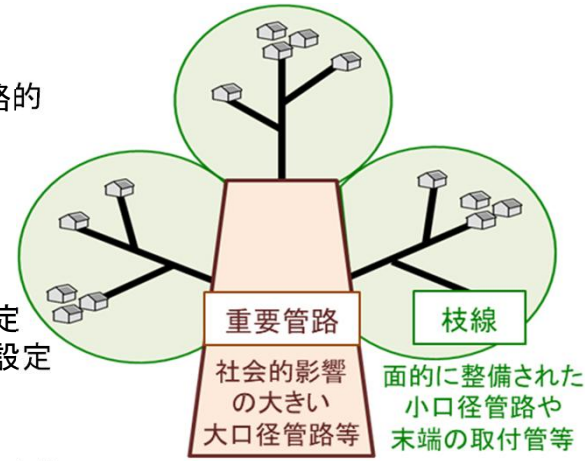
4. 2つの「見える化」に向けた情報管理

- 維持管理の正確性や効率性の向上に向け、記録すべき情報を見直し、デジタル化を促進
- 市民の使用料負担等への理解促進に向け、老朽化状況や対策内容等の公表を推進

5. 管内作業の安全性確保

- 安全確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認し、留意事項を徹底
- 点検技術の高度化・実用化を推進

「重要管路」と「枝線」の考え方



診断区分の見直し(案)

健全度区分		状態
IV	緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
III	早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
II	要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要があり、措置を講ずることが望ましい状態
I	健全	構造物の安全性が低下していない状態
診断保留		十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態 ※ 巡視や路面下空洞調査等、個別に対応方法を検討・実施

重要管路における点検の強化

区分	頻度	方法
化学的弱点箇所	5年に1回以上	人やTVカメラ等による目視
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定	

区分	頻度	方法
化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 + 管厚測定等の定量点検
硫化水素濃度が著しく高い箇所		
化学的弱点箇所	5年に1回以上	
力学的弱点箇所		
地盤的弱点箇所		
上記以外	10年に1回以上	

* 健全度Ⅲと診断された箇所は、空洞調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化(例：3年に1回→1年に1回)

リダンダンシー確保の取組例

